

※品名についている色のゴミ袋をご使用下さい。

品目と色別使用袋	代表的な品目	注意点等
一般廃棄物・産業廃棄物(赤)	古紙	○古紙のリサイクル業者が一般廃棄物の許可業者へ委託しリサイクルしてください。 資源化可能な古紙は、市の焼却工場へ搬入することはできません。
	生ごみ	○それぞれに分別し排出する事によって処理経費が安くなる事があります。
	一般ごみ	○機密文書も機密を保持したままリサイクル可能な業者があります。
	古布	○食品関連事業者は食品リサイクル法により20%以上の減量・リサイクルが義務づけられています。
	プラスチック類	○リサイクルの方法には、生ごみ処理機や、リサイクル施設に搬入する方法があります。
	缶	○リサイクル出来ない場合は、一般廃棄物の許可業者(産業廃棄物となる場合もあります)に処理を委託してください。
	びん	○これらのどうしてもリサイクル出来ないものは一般廃棄物の許可業者へ委託し市の焼却工場へ搬入します。
	ペットボトル	○可能な限りリサイクルできるよう分別を徹底しましょう。
	金属類	○できるだけリサイクルしてください。
	不燃物 (燃えないごみ)	○リサイクルできない場合は、医療廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。
産業廃棄物(緑)	缶	○缶・びん・ペットボトルは市の焼却工場へ搬入することはできません。
	びん	○自動販売機や売店等で購入したものは、飲料品の納入業者に引き取りを依頼してください。
	不燃物 (燃えないごみ)	○できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。市の焼却工場へ搬入することはできません。
	スプレー缶	○できるだけリサイクルしてください。 リサイクルできない場合は廃業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。 市の焼却工場へ搬入することはできません。 穴を開けて捨てて下さい。
一般廃棄物・産業廃棄物	乾電池	○できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は廃業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。市の焼却工場へ搬入することはできません。 ○ボタン電池と充電式電池はリサイクルしてください。 ※別途受付 粗大ゴミ
	大型ごみ	○できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は、金属製品・プラスチック・ガラス等については、産業廃棄物の許可業者、木製品は、一般廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。 ○建設工事に伴う木くずは、産業廃棄物となり市の焼却工場へ搬入できません。 ※別途受付 粗大ゴミ